

会社法研究会 第6回議事要旨

第1 日時

平成28年7月1日（金）17時40分から20時30分まで

第2 場所

公益社団法人商事法務研究会会議室

第3 出席者

座長 神田秀樹

座長代理 神作裕之

委員 飯田秀総，沖隆一，加藤貴仁，川村尚永，後藤元，小林俊明，青克美（静正樹代理），竹林俊憲，田中亘，染谷浩史（田原泰雅代理），中東正文，野澤大和，野村修也，長谷川顕史，藤田友敬，邊英基，堀越健二，前田雅弘，松元暢子

ゲスト 井須英次，三瓶裕喜，永池正孝

第4 議事概要

研究会資料（6）及び（7）並びに参考資料（9）についての提出者からの説明及びこれらの資料に記載の事項についての意見交換がされた。出席者の主な発言の内容は、以下のとおり。

1 研究会資料（6）第1「株主提案権の濫用的な行使の制限の要否」について

- 当時は想定していなかったような濫用事例が出てきているので，明文の規定を設けて，濫用的なケースに対処しやすくすることについては賛成である。
- 今年の6月総会では，37社で株主提案が出され，総議案数が167であった。そのうち約8割の129個が定款変更議案として株主提案権が行使されている。最も多いもので1社で22議案もあり，そのような会社の総会だと，建設的な対話も促進できないので，株主提案権自体を今の時代に合った形で見直す必要がある。
- 株主提案の濫用に対して何らかの取組みを検討することは賛成であるが，その理由を検討する必要がある。招集通知に添付する株主総会参考書類に載せなければならない費用の問題なのか，100個も泡沫提案を出して，それを会社のリスクで取り上げ

なければならないことが問題なのか。費用の問題だと割り切ってよいのかは気になる。

- 制限する方向で手段の検討に入ってよいだろう。その理由は、株主総会の意思決定機関としての機能がかってよりも期待されているので、その意思決定機関としての機能を果たすためには、他の株主の意識がディスラプトされないように、余りたくさん提案がされない方がいいのではないかという方向からの議論はあり得るからである。そういう面言えば、議案の内容で制限するのだとすれば、議案要領通知請求だけでなく、総会当日の議場での議題提案も制限しなければならないだろう。
- 投資家の中で議論したところ、全員一致で制限するべきという意見であった。理由としては、費用の面ではなく、経営する側も、議案を精査する側も、優先的に考えなければいけないことと違うところに時間を取られること自体が良くないということが主な理由であった。
- 株主提案を制限する理由としては、時間と費用（コスト）の両面がある。総会の開催時間との関係で、株主提案に係る議案の数が多いと、他の株主の質問の機会を制約することになってしまうため、株主提案権について、数も含めてある程度制限がある。コストの面では、印刷費だけではなくて、その議案を精査するために、弁護士に相談して準備をするなど、いろいろなコストが社内・社外に掛かってくるが、このようなコストは株主の共同の利益にならない。濫用的な株主提案権の行使はできるだけ制限する必要がある。
- 株主提案の数が多かたり、内容のおかしいものが出たりすると、会社が当日の質問に丁寧に答えたり、総会の前の段階で機関投資家に個別に対応したりといった努力の時間を減らしてしまう。また、おかしな提案が総会当日に出ること自体が、対話の雰囲気や気分を害するので、対話の促進ということから見た場合も、株主の提案権は十分に練った上で適切なものに絞ってもらう必要がある。そういう意味で法的な対応としても何らかの濫用防止策を置くべきである。

2 研究会資料（6）第2「不適切な内容の提案の制限」について

- 企業の多くは、牽制として不適切な内容の提案を制限する規律があった方が良く考えている。実際にはそれで判断しづらい部分があったり、仮に議案として採用しなかった結果、決議取消訴訟になることがあったとしても、そういう規定があることを

もってそれなりの牽制になるだろうし、その後の訴訟等でも主張しやすくなるからである。

- 企業側には、株主提案は無前提に何でも受けなければならないと受け止めがちなどころがある。一定の規律があれば抑止効果があるし、提案を拒絶する際によりどころになるので、一定の抽象的な理由であっても規律を設けてもらいたい。また、今の株主提案は8週間前までであるため、検討する時間がないからスルーで入れなければいけないというところもある。もう少し早い段階に株主提案の期限が切つてあると検討しやすい。
- 株主提案がされたときに、企業側としては一般法理で判例の基準を読み取ったり、学説を読み取ったりして、不要なものについては落としている。一般法理でやるよりも、会社法の条文として明確にある方が落としやすい。会社法の条文に書いてあると、社内での議論や弁護士との議論の大きなよりどころになるので、抽象的であっても、基準を設けてもらいたい。
- 内容面からは、真に権利濫用になる場合をできるだけ過不足なく表現する必要がある。取りあえずは一般的・抽象的に濫用は駄目だということを示すような規定を置くだけではなく、具体的に濫用が類型的、定形的に明らかであるような場合、具体的には、研究会資料（6）第2の1（3頁）のようなものを例示として挙げ、できるだけ簡単な文言にすべきである。
- 手掛かりがあった方が良いという実務の意向はよく分かるが、拒絶事由を具体的にどう書くかが問題である。一番はっきり書けるのは、研究会資料（6）第2の3の「虚偽」や「名誉毀損目的」の場合で、ここまでは余り異論はないだろう。しかし、研究会資料（6）第2の1の「個人的な目的のためにされた場合」や「会社を困惑させる目的」というのが、権利濫用になる場合を表しているのかというと、少し緩過ぎるような気がする。研究会資料（6）第2の2の「提案権の行使を拒絶することにつき正当な理由がある場合」というのも余り意味がある書き方ではない。おそらく名誉毀損の場合と書けば、それでかなりのものは拾えるので、具体的に何を置くのか別途個別に検討する必要がある。
- 議案を単独で持ち出されたら、拒絶事由に該当しないかもしれないが、出し方と対応その他によって拒絶事由に該当するか否かが決まってくるようなものも少なからずあるとすると、拒絶事由は非常に書き方が難しくなる。したがって、「明らかに拒絶で

きる場合もあり得るのだよ。」ということを示すのは良いが、それと何かを併用しないと、ここで問題にしている本当の本丸には達しないだろう。そういうものでもある方がいいのであれば、文言をよく考えた上で、それで狭過ぎるという批判を受けるのは覚悟の上で、置くべきである。

- どれだけ抽象的に書くか具体的に書くかは別として、なぜこれを制限するのかがはっきりと条文から読み取れるようにならないと、使いにくいのではないか。
- 研究会資料（6）第2の1については、確かに、これだから駄目だということでもないのだろうという部分がある。一方で、研究会資料（6）第2の3のように厳格に例示として書かれてしまうと、これ以外は権利濫用として扱ってはいけないのかという裏の読み方をして、権利濫用の範囲を狭くしてしまうような感じもある。そのハイブリッドでうまく記述してもらいたい。
- 拒絶事由は何らかの形であった方がよりどころにするのにいいけれども、それがあったからといって、全てに白黒つけられることではない。拒絶事由の該当性を第三者に伺うアメリカ的なノーアクションレターを出してもらおうという制度があると、全体的に割とバランスが取れるのではないか。
- 拒絶事由は、その他の制限する仕組みとしてどういうものがあるかということとセットで考えないといけない。例えば、アメリカのように1個しか出せませんとなったら、余り心配する必要は多分ない。確かに、アメリカではノーアクションレターの仕組みがあるが、アメリカでは、株主提案を会社側の委任状勧誘書面に記載しなければならないかどうかをSECの規則で規律しているので、それに違反していないかをSECに聞くことができるのであって、日本でそれができるかということ、難しい。
- 他の国では、業務執行は、株主提案の対象から外されているが、日本の場合は、定款変更という形で業務執行が株主提案の対象になっている。濫用と見られる事例はほとんどそれだと思われ、定款変更を株主提案の対象にする必要があるのか疑問であり、定款変更の議案は外れるように株主提案の対象を特定したり、あるいは除外規定を置くことが考えられる。仮にそれが難しいとすれば、定款変更で業務執行を命ずるような議案については、会社の側で採決するか拒否するかをある程度選択できるような、拒絶事由の規定を置く必要がある。研究会資料（6）第2の2にあるような「株主の共同利益を著しく害する場合」というような規定も考えられる。
- 株主提案権の濫用の制限について、どういう会社を対象にするのか検討する必要がある

ある。上場会社の場合は非常に必要性は高そうだが、小規模な会社でやっているときに同じような基準で考えるのが果たして良いのかは、考える必要がある。また、差し当たり会社法第305条が念頭に置かれているということだが、権利濫用的な話だとすれば、会社法第303条及び第304条も当然対象になるべきである。

- 定款変更の提案の分岐がどんどん進んでいるのが現状であり、いちごっこが始まっている。例えば内容にしても、定款変更で1条から100条まで全部付け加えます、一個一個全部審議してくださいと言うだけで、コミュニケーションはできなくなる。あるいは数にしても、議案は一個だけれども、その中で数や量は幾らでも増やせる。その中に理由も書いてしまう。そういう意味では、定款変更については持株要件を上げる、あるいは一般的に上げてよい。
- 業務執行に関連する定款変更を排除するかどうかは、どちらの考え方もあり得る。昭和56年改正で株主提案権を入れた後、株主提案権が日本の中で果たしてきた役割を評価した上でやらないと、提案できる範囲を絞っていくのは濫用の防止を大分超えた意味を持ってしまう。それは濫用の防止という話とは別に、株主提案権をどう使わせていくのかという問題として議論しなければいけない。極端な話、1人1件までというような絞り方をした場合に、それでもなおそこで言うことまで制限すべきなのかというと、よく分からない。また、持株要件を引き上げるというのは、結局、どういう人からの意見を吸い上げるかという枠を大分絞ってしまうことになるので、それをどう見るかが問題である。
- 仮に取締役の説明義務の拒絶事由と同趣旨の株主提案権の拒絶事由を設けるという場合には、今、存在している説明義務の拒絶事由がこれでいいのか考える必要がある。

3 研究会資料（6）第3「提案することができる議案の数の制限」について

- 数を制限する議案から、役員を選任議案を除くのであれば、解任議案を同時に除く必要があるか検討する必要がある。提案することができる議案の数は、10もあれば十分ではないか。
- 数を適度に制限することで、濫用的な行使の予防的な規制となるのではないか。議案の数の数え方について見解が一致しているかよく分からない。例えば監査等委員会を置くという定款変更議案を出して、それが可決されることを前提に監査役を廃止したり、定款で定めた取締役の人数の上限を引き上げたり、任期を見直したり、取締役

会の決議事項、代表取締役を委任したりする場合には、おそらくその一つ一つが議案になると思われる。そうすると、五つぐらいはすぐに行くので、10ぐらいは設けておいた方が良いという気がする。

- 提案権の8割ぐらいが定款変更でされている。ここで仮に1個と制約したにしても、一つの定款変更として文章をつなげていけば、どこまでもつながっていくことになるので、定款変更で提案権の行使がされた場合の制限は、例えば中身の実質的な事業執行については制限するとか、提案内容に字数制限を設けるなど、何か手当てをしないと、やろうと思えば定款変更でどれだけでもできる状況がある。
- 提案できる数を10に絞っても、同じグループを10グループぐらいに分ければ100できてしまう。そういう意味でもワークしない。むしろ議案を10個までしか提案できないと書いてしまったときに、「10まではいいのですね。」というメッセージも出てしまうので、そちらを考えた方がいいのではないか。
- 拒絶事由等の他の方法によって、濫用的な株主提案が出てきても、それがそ上に上がらない状況では、数を制限することに意味があるのかどうか疑問である。
- 実務的には数の議論をすることには意味がある。仮に10個とした場合は、みんな10個まで提案してくることになるので、10個というのは実務の感覚からするとまだ多い感じがあり、数件というのが本音である。その場合に、何をもって1個の議案と数えるのかは非常に難しいが、提案理由が違うものは別の物として数えることができるのではないか。
- 実務的な対応としては、非常に数が多いと、負担が大きくて、問題なものが多いこともある。会社が提案する数が普通に三つから五つぐらいという感じからすると、基本的に会社が提案する数と近似的な数に制限を考えるとというのがあっていいのではないか。
- 数の制限で全部が解決するわけではないが、数の制限を入れる意味はある。普通の権利濫用と違うのは、一つ一つの提案はまともな提案のように見えても、何件も出されたら困るということであり、限られたリソースを一人で独占することが問題である。提案数の制限はそういう発想があることを示す意味での象徴的なものがある。ここから先が難しいのは純粹に技術的な問題であり、まず、提案の動機による区分はワークしない。また、一つの定款変更議案に全部入れ込んで一つだからオーケーという話は、一種の濫用的な使い方であり、最後は裁判所の解釈で仕方ないという気がする。また、

複数の株主が完全にぐるでやっていたら、それを認定してもらってというのがあってもいいが、10人の株主がばらばらに行使してきて合計が増えたというのは防ぎようがなく、議案数による制限という形ではあきらめざるを得ない。

- 提案の理由については多くの企業が400字くらいで字数制限をしているが、提案の内容については今のところ制限できないので、そうした字数制限を設けることはできないか。
- 種類株式を発行する場合などは、議案がすごく長くなり、それを一律に切るのは、1万字までオーケーだったらいいのかもしれないが、「では、1万字はいいのですね。」となってしまうので、意味がある制限になるとは思わない。
- 提案個数に制限を加えるのを是非検討してもらいたい。個数だけで対応できると思わないが、個数制限を入れることで、現状では裁判所に行ってみないと分からないところが、少なくとも個数制限で切れることが分かるだけでもかなりプラスがあるのではないかと。また、定款変更議案はまとまりというものがあり、定款変更一個で一個の議案とは、従来の解釈論もしていないのではないかと。会社提案は定款変更議案を一つの議案にまとめているが、会社提案の議案は法律上の議案とは違って、会社の定款変更議案も多分まとまりごとに違う議案なのではないかと。少なくとも株主提案については、内容の違う定款変更を全部一つにまとめて一個の議案にすることは許されないだろう。最終的には裁判所の解釈になるかもしれないが、現実的にはかなり抑止力があるのではないかと。
- 株主提案は、意見を言いたい人が意見を言って、そこで議論してほしいという話なのか、会社として意思決定して可決することを狙っているのかで大分違う。例えば、意見だけを言いたいという趣旨で、監査等委員会設置会社への移行の定款変更だけ出してそれに付随する他の議案はないということになると、定款変更だけを可決してしまったらどうなるのか。議案の数について考えるときにはなかなか難しいところがある。
- 株主総会のアジェンダのコントロール権という発想で考えたら、株主提案権はどのように考えるのか。

4 研究会資料（6）第4「その他」について

- 300個の要件をなくしてしまってよいのではないかと。会社の何かを変えるために

対話するので、およそ通らないような提案は意味がない。建設的な対話をして、会社としての意思決定をしようというのであれば、ある程度それまでに準備をしてもらいたい。

- 議決権の数ではなくて、投資額を基準にすることはできないか。例えば、一議決権当たり20万円の株式もあれば、一議決権当たり200万円の株式もあり、それを一緒に扱って議決権数でやるというのは、ドラスティックな気がする。
- 提案した内容が本当に濫用的なのか、そうではないのかを考える期間が必要で、その期間が十分に確保されている必要がある。また、牽制という意味では、否決されるのが分かっているのに提案する行為がもっと減るように、例えば、5%も賛同が得られないようなものについては、提案した株主が費用負担をするようにしておく必要がある。
- 何の目的から制限するかということが一番大事である。昭和56年改正はコミュニケーションを良くして、総会屋ばかりだったところへも意見を言えるようにするというで始まった話であり、濫用の話とは別にして、株主提案権をそもそもどのように見るかという点についてもう少し深い議論をしておく必要があるだろう。5%賛成が得られなかったら費用を払わせるというのは、もし本当にやるのであれば、予納や担保提供のようなものを最初に要求すべきだが、そこまでやるかを議論した方が良い。
- 行使要件に関しては、出資額の大きさに照らして考えれば、もう少し引き上げてもよいのではないか。他方、費用負担については、濫用的と言えない場合まで株主に費用負担させるのは行き過ぎで、正当な権利行使を抑圧してしまうのではないか。1回目であれば本当に会社の利益になると思って出している場合があり得る。その場合に費用負担させることについては、かなり慎重に考えた方が良い。
- 絶対基準の方は、低過ぎる可能性があるもので、見直しはあってもよい。費用負担の方は、結局、招集通知に付ける参考書類の印刷費や郵送費を問題にするのであれば、株主総会参考書類を送付しない会社では発生しないので、適用範囲はおのずと限定されてくる。権利濫用は全ての会社に当然共通するものであるが、提案の個数制限にせよ、費用負担にせよ、会社の種類によるバリエーションを考えた上で検討してもらいたい。
- 行使要件は引き上げる形で考えていった方が良いが、提案すること自体はハードルが高いので一気に1%だけにするのは心配なところがある。この議論は、総会が意思

決定機関として機能しそうになっているところに水を差すものではなくて、むしろ意思決定機関としての総会の機能を強化する方向のものなので、経営陣にとっては悩ましいものが出てきたから抑えてしまおうというようなメッセージを送っているように見られないようにする必要がある。これではまだ濫用を抑えるのに十分ではないのではないかと思うぐらいのところまで止めおいた方がよい。費用負担についても、合理的に考える投資家であれば、費用負担させられる可能性がある時点でもう提案しないのではないと思われるので、ものすごく慎重に考えた方がよいのではないか。東証の指導により1単元の株価を一定の範囲で収まっており、個数で投資額も大体分かるので、個数を引き上げるのがよい。

- 建設的な対話を実現するために、誤解されないようにするという点では、行使要件を厳格化するのであれば、6か月の保有要件はなくすという緩和もセットでやると非常にメッセージが伝わりやすい。
- 株主の提案権は重要な権利なので、判断が分かれるような場合には、慎重な対応をるところからスタートするのが良いだろう。実際の投資単位は、全上場会社の平均が21万7000円である。中央値では13万2000円である。したがって、現状の300個の議決権には平均で約6300万円（中央値ベースでは約4000万円）が必要ということになる。
- 株主提案は、株主総会の8週間前までにしなければならないが、招集通知の早期発送との関係で、この8週間という期間については、長くする必要がある。
- 招集通知の発送が早期化している中で、8週間前というのは現実的に厳しいので、提案数が制限されれば対応できるかもしれないが、この期間については、もう少し長めに取った方が実務家としては安心して運営できる。
- 提案権の行使期限を検討する際には、基準日との関係も検討する必要がある。基準日の前に株主提案権の行使期限が来てしまうという状況が出てくると、いったん先に提案権を行使されると、基準日まで株式を持っているかどうか分からない状況で準備しなければならないことになる。
- 現在の解釈では、基準日に株式を売ったことが分かれば、株主提案を取り上げなくてよいというのは争いはない。対抗要件として一旦個別株主通知がされた後、基準日後に株式を売ったことを会社が保管振替機構に対して情報提供請求をして証明できればその提案は取り上げなくてよい。ただし、基準日で株式が売られてしまったとして

も基準日の前に株主提案権が行使されてしまった以上、会社側がその検討に要した費用が無駄になってしまうことは防げない。

5 研究会資料（7）第1「業務執行取締役等である取締役による責任限定契約の締結」について

- 損害賠償に関する会社法第423条を中心とした制度については、伝統的には損害の填補というような議論が基本にあった。もし責任限定契約を広く認めるとすれば、損害填補ができなくてもよいという方向にかじを切ることになる。悪意・重過失がない場合に責任限定契約を認めるとすれば、重過失の基準が適切に設定できるのであれば、違反の抑止目的が最適なレベルに設定できるかもしれない。監視義務に関しては、重過失はないというときがよくあるので、意味があるのではないか。役員の実任以外の制度による規律がどのくらい働くのか、取締役と株主とのパワーバランスなど全体的な制度との絡みを見る必要がある。また、強行法規である必要があるのか、それとも定款自治を認めてよいのかという難しい問題があって、責任限定契約を認めるというのは定款自治を広げていく方向になるため、それでよいのか問題にはなるだろう。特に上場会社の場合には、株主のコレクティブアクションの問題があるため、それでよいのかは考える必要がある。
- 攻めのガバナンスや、経済が低迷する中で経営者がリスクテイクしていくという方向性をリードしていかなければいけないと考えると、経営判断が萎縮するようなことを回避するようなインフラ整備が必要である。また、業務執行取締役として他社から力のある経営者を引っ張ってくるのが現実になりつつあるので、人材の確保という観点からも業務執行取締役について責任限定契約を認めることは一つの方向性ではないか。
- 抑止機能という点では説明が付くのかかもしれないが、損害の填補は無視できない要素であり、本当に大丈夫なのか懸念を持っている。
- 結論としては賛成していいのではないか。社長、CEO、その他の業務執行取締役でも社外から登用することも広がってきており、幅広い意味での人材確保という点で役に立つのではないか。代表取締役は、内部統制部門を自ら指揮する点で、業務執行をしない取締役よりは監視義務についての責任は少し重いかもしれないが、絶対的にリスクをコントロールできるわけではない。軽過失を免責することで業務執行取締役

の規律を著しく緩めてしまうということはない。

- 事前の責任限定契約は額が明らかでないまま責任を制限するので、非常に株主にリスクを負わせる行為であるが、責任限定契約を認めなければ、取締役の側が額の不確実なまま責任を負わされるリスクを抱えるわけで、どちらにリスクを負わせるかという話ではないか。そのときに、リスク負担能力という面で言えば、株主の方が勝っているのだから、社外取締役以外の取締役であっても、事前の責任制限をさせない理由はないという考え方はある。大和銀行代表訴訟事件判決が出た時には、責任リスクは高いと思っていたが、その後は、経営判断原則がかなり定着してきて、役員の軽過失責任が問われたようなケースは余り起きていない。現時点でどうかというのは難しいものの、基本的に、株主側と取締役側の両方が責任限定契約を締結してもよいと考えるのであれば、それを禁じる理由はないのではないか。
- 責任限定契約を認めないということは、免責する場合には、その必要があるかどうかを事後的に必ず審査しなければならないということであるが、あえて業務執行取締役についてそうする特段の意味はないような気がする。ただ、経営判断原則もあり、内部統制システムの構築義務違反についても最高裁はそこまで厳しく判断しているわけではないとすると、これがなくても何とかなるような気がしないでもない。
- 経営者が流動化してきて、プロの経営者といっても知らないところに飛び込んでいくようになったときに、軽過失であれば免責されることが担保されていけば移りやすくなることもあるかもしれないので、あってよいのではないか。
- 実際には、親会社から派遣されてきていた社外取締役であっても、責任限定契約を締結していない人たちが結構いて、平成26年改正後に、非業務執行取締役になっても、なお締結していない人たちはたくさんいる。親会社の株主に対する関係での説明という点から考えて、子会社管理に責任を持っていることを示すべく、しっかりとそこで責任を負っている方が良いという判断もある。改正をして、一部の会社はそういうことをするし、一部の会社はしないとなることは、望ましくない。立法事実が本当にあるのかどうかよく考えてから議論した方が良い。もちろん、それによって人材確保や、リスクテイクをしてより貢献的な取引をしようというインセンティブが働くのであれば、立法の方向としては間違っていないが、実際にそれが企業社会でどう受けとめられるのかは慎重に検討する必要がある。
- 監督と執行の分離を進めていくという観点からは、業務執行取締役が減っていく方

が良いと考える投資家もいる。業務執行取締役の責任限定契約の締結について否定することで、非業務執行取締役が増えていく方向に進んでいけばという期待がある。

- 平成26年改正を受けて、責任限定契約を結べる範囲を社外取締役以外の非業務執行取締役に広げた会社は多くない。このことから、各社が自覚的に判断しているのだから自由を認めて良いという考え方と、立法事実があるかどうか分からないという考え方の両方がある。
- 平成26年の改正の理由は、監視する立場にある者が責任限定契約を締結することができないとなると、監視を厳しくすることで自分が事後的に責任の一部免除を受けられないかもしれないと恐れ、監視するインセンティブを害しかねないという懸念があったからと理解している。この理由からすると、責任限定契約の締結の対象者を業務執行取締役に広げるのは大きな飛躍であることが気になるが、株主の方が取締役よりもリスク分担能力があるということがあるので、絶対反対というわけではない。
- CEOや社長等の業務執行取締役だけが無限定で責任を負う構造が残ることには疑問がある。
- 長期的に見た場合、業務執行者が責任限定契約を結ぶというようなルールを採用して、実際にそういう会社が出てきたときは、裁判所における善管注意義務の判断基準が変わるかもしれない。
- A, B, C, Dと社内取締役がいて、E, Fと社外取締役がいるとし、A以外は軽過失だったとすると、社外のEとFは契約があれば2年分に責任が限定され、それ以外のBからDまでは限定されない。業務執行取締役であっても、業務執行でない行為についての責任は、非業務執行取締役の責任と同等ではなくて問題ないのかという点が難しい。

6 研究会資料(7)第3「最低責任限度額」について

- 会社責任の問題と取締役が第三者に責任を負った場合の会社補償がバッティングするようなケースはあり得るが、バッティングしない範囲で第三者責任についての補償を認めるという考え方は論理的には可能である。この第3は大きな改正となるが、バッティングを解消する策として必然ではない。
- 対会社責任と会社補償は別だと整理すれば、矛盾は生じない。最低責任限度額も含めて全部払ったら、当然、そこのところは損害賠償責任が発生することになる。

7 研究会資料（7）第2「一部の役員等の責任の限定または免除が他の役員等の責任に対して及ぼす法的効果」について

- 研究会資料（7）第2の補足説明にあるような話が問題になる場面はどれぐらいあるのか。理論的にはあり得るが、現実には起きたときの解釈に委ねるべき話である。
- 昔、分割責任論が出てきた辺りから、裁判所もそれを意識したような判決を出して損害額を決めているので、求償の話は余り考えなくてよいのではないかと。
- 緻密に色々な状況を考える必要があり、それを全部きれいに整理する法律は書けない。ただし、裁判所が解釈しやすいようなルールを考えるということであればあり得る。
- 例えば、連帯債務を負うときに裁判所が必ず負担割合を定めなければいけないと書いたら多少分かりやすい。
- 不真正連帯債務説①のように、自分は報酬の2倍が限度だと思っていたが、事後に他の取締役から求償を受けるケースがあり得て、それでも会社に請求すれば大丈夫だけれど、会社が無資力になっていけば、求償を負担することはあるというようなことまで考えて責任限定契約を締結している者はおよそおらず、真正連帯債務説の方がしっくりくる。会社法第430条は単純に連帯してととなっているところを、寄与度に応じて責任を負うというようにすることも考えられるのではないかと。
- 理論的には、責任限定と免除は根本的に違っていて、責任限定は会社に対する責任自体が発生していないので、責任を超えて求償を受けることはあり得ないのではないかと。免除は民法のルールに従うことになるのではないかと。現実的には会社が全損害の賠償を請求する人は、直接の行為者であって、直接の行為者と監視義務違反をした者との間の内部的負担割合は基本的には直接の行為者が10だと思うので、一般的にはそもそも求償が認められることもないのではないかと。適用場面が限られるし、また、裁判所のやり方が先行していて、軽過失の監視義務違反しかないケースだと、そもそも対会社責任自体が限定されるという解釈になっている。そうすると、内部的な求償関係が生じることもないので、基本的には責任制限契約は違うということとし、免除は民法の成り行きに任せればよいのではないかと。

以上